

# 農地改革後の農地移動の性格

— 島根県宍道町来待地区の事例より —

浜 田 年 騏\*

Toshiki HAMADA

The Character of the Movement of Land since  
Land Reform

## 1. 課題と調査地の概況

### (1) 課題

農地改革は永年日本の農業構造を規定してきた寄生地主制を解体し、広範な自作農を創出した。その点農地所有構造は改革前に比し大きな変化をうけた。しかしながら農地改革は自作農創設に際し、画一的に作用、結果したとは必ずしもいえない。むしろそれはそれぞれの地域がもつ地主構造、村落構造の規定をうけ、小作地の解放、農村の民主化はもとより、改革後の農業展開にも大きな影響を与えたことを考慮せねばならない。

農地改革後30年を経過しようとする今日、農業問題は経済の高度成長の過程で農民層分解、農法の再検討等さまざまな論議がなされてきた。これら論議はいずれも日本農業が抱えている自作農体制を基礎構造とするものであり、その意味で農地改革の位置づけ、具体的には改革がどのような形態でなされたかに求められる点が多い。

農地改革の位置づけ、性格については既に多くの研究者において貴重な業績をみることができる。本稿はそうした研究の中にあって、(イ)従来の研究の多くがマクロ分析に終始し、綿密なミクロ分析が欠落している農地改革後から1955年までの農地移動を改革前の地主構造とのからみで分析したこと、(ロ)本稿の研究対象は従来の多くの研究が平坦部・大地主地帯、あるいは商品生産の発達した地帯に偏していたのに対し、日本の農地の30%を占める農山村において、部落的農地管理がなされていた在村型小地主地区の事例分析という特色を有する。

本稿の分析順序は、まず2.で農地改革前について在村型小地主あるいは部落的・同族的関係の維持に農地がい

かに利用、配分されていたかを見る。3.ではそうした部落内の農地所有構造が農地改革によりどのように変化したか、また逆に農地改革の制約となったかみる。そして4.において、農地改革後1955年までにひん発する農地移動が地主構造さらには農地改革の不徹底性とどのような因果関係にあり、その結果生産力発展、とくに地区生産力担い手層にどのような影響をもたらしたかを具体的に明らかにする。

### (2) 調査地の概況

調査地の位置する島根県八東郡宍道町(1955年に旧宍道町と旧来待村の合併により生れる)は、第1図のよう

第1図 調査地の位置  
注：斜線部分が旧来待地区



に山陰の名湖といわれる宍道湖に面し、松江市と出雲市のほぼ中間に位置し、両市へは町内を横断する国道、国鉄で結ばれている。調査地O部落の位置する来待地区は、隣接する宍道地区が古くから宿場町、商品の集散地で水陸路の要衝として栄えたのに対し、純農村の性格が強く、地場産業としてわずかに鉱業(「来待石」採掘、加工)がみられる程度である。

\* 農業経営学研究室

来待地区の農家の就業状況は、地場鉱業をはじめ交通の便に恵まれていることもあって、宍道地区の綿紡績工場あるいは松江・出雲両市近辺の事業所等への就業が零細規模層、二・三男、女子などを中心に戦前よりかなりみられた。その傾向は1950年センサスをみても農家539戸のうち専業179戸(33.2%)、1兼301戸(55.8%)、2兼59戸(11.0%)と専業、1兼のウエイトが高く(県平均はそれぞれ35.6%、40.9%、23.5%)、農業プラス若干の賃労働(あるいは自家製炭)により農家経済が維持されていたことから明らかである。しかしながら経済高度成長期に入ると松江・出雲両市を中心とする労働市場の急速な展開、交通機関の発達により、完全に両市への通勤圏内に巻き込まれた。1975年センサスによると農家511戸のうち専業15戸(2.9%)、1兼98戸(17.6%)、2兼398戸(77.9%)と大きく変化し他産業就労が急速に高まっている。

ところで本稿の課題設定時期である農地改革前後の来待地区の農地所有構造については、資料の制約から十分明らかにしえないが、宍道町誌によれば農地改革による売渡し面積136ha、戸数297戸、買収面積129ha、戸数316戸となっている。このことは面積的にはともかく、農家戸数からみると売渡し農家は総戸数の55.1%、買収農家は58.6%と、とくに後者の多さが目につく。また第1表

第1表 農地買収された地主戸数 (単位：戸)

	50a未満	50～100a	100～300a	300～500a	500～1,000a	計
在村地主	159	13	9	7	2	188
不在地主	91	11	4	4		110
法人団体	11	2	1	2	—	16
計	261	26	14	13	2※	316

注1：500～1,000a層の2戸は所属不明のため総計には含めず、横計のみ加えた(※印)  
注2：宍道町誌より引用

の農地買収地主をみると、50a未満地主は全体の83.1%、50～100a層も含めると90%をこえ零細地主が圧倒的な割合を占めている。

一方地主形態別にみると、在村地主が188戸と全体の59.9%を占めるが、これはその零細性からも明らかのように農家間の入組んだ賃借関係が主体を占めている。また多くの不在地主についてはその定義が明らかでないが、貸付地保有規模が小さいこと、隣接する宍道地区に50ha以上地主の存在は認められるが、宍道・来待地区内にほとんど貸付地がないこと、および後項でみられる村外地主(部落外地主として扱っている)の小地片の存在といったことなどから、寄生地主的性格のものではなか

った。以上より在村・不在地主とも自家耕作しえない部分の貸付が中心で、そのことが農地改革時に多くの買収地主を存在させたといえる。

さらに農地改革後の結果を1950年センサスよりみると、総戸数539戸のうち自作農332戸(61.6%)、自小作農179戸(33.2%)、小自作農21戸(3.9%)、小作農6戸(1.1%)となっており、自作農家率は国61.9%、県67.3%に比べ低く、また総耕地面積469haのうち自作地は418ha、89.1%と県の91.1%に比べ低い。このように当地区の農地改革とりわけ小作地の解放は必ずしも十分とはいえない。

以上調査地の位置する来待地区の概況をみたが、調査地のO部落は地区のほぼ中央にあって、後項の分析でも明らかのように就業動向、農地所有構造とも地区の平均的部落といえる。

## 2. 農地改革前の農地所有構造

O部落農家の農地改革前の農地所有状況は第2表にみられる。そこにおける特徴の第1は、農地賃借関係において農家番号25(以下㊸と略す)、㊹、㊺といった耕作地主を頂点として形成されている。農家総借入地のうち部落外からは301aと小作地全体の20.1%、逆に貸付は28.0%みられるが、いずれも部落外の特定期地主、農家への集中はなく、農地賃借上での強い関係はみられない。

第2に41戸の農家のうち26戸に貸付地がみられる。これら農家は経営規模階層でみるとほぼ全層にわたっているが、零細層に若干多い。小作地については36戸にみられとくに耕作地主をのぞく中・上層において依存度が高い。このなかで貸付地、小作地合せもつ農家は約半数の20戸もあり、当部落の農地賃借がきわめて錯綜した関係にあることを示している。

第3に、このことは同族関係により複雑性を増す。第3表はそれを示したものである。それによると10系の同一姓による同族によって部落における所有地の84.5%、貸付地で92.9%が占められており、これら同族が単独姓を巻き込み血縁の農地支配関係を濃厚にしている。また第4表は地主上位4戸の貸付面積別の関係農家をみたものである。それによると4戸とも部落内の農家11～15戸と小作関係を結んでいる。借入面積の大小は別にして㊸、㊹、㊺は4戸から㊻、㊼、㊽、㊾、㊿は3戸と関係をもち、地主上位4戸との関係のない農家は小作地のない農家をのぞくと5戸にすぎない。

第4に逆に単独姓をみると、㊿の雑貨店経営、㊸の医者等をのぞき、経営耕地の大半を小作地に依存している。表示していないがこの借入先をみると㊸、㊹、㊺、㊻な

第2表 農地所有形態の推移

(単位：a)

農家番号	1945年11月23日				農地改革終了時*				1955年8月1日			
	経営地	自作地	小作地	貸付地	経営地	自作地	小作地	貸付地	経営地	自作地	小作地	貸付地
1	183	182	1	37	183	182	1	4	187	187	—	—
2	180	180	—	168	180	180	—	—	172	172	—	1
3	228	184	44	3	228	184	44	—	117	115	2	—
4	130	84	46	8	130	98	32	8	109	94	15	—
5	129	57	72	1	129	99	30	1	107	84	23	—
6	110	69	41	10	110	109	1	10	97	97	—	10
7	111	75	36	38	111	111	—	31	104	104	—	27
8	103	36	67	—	103	101	2	—	103	101	2	—
9	116	69	47	7	116	89	27	—	107	98	9	—
10	89	7	82	—	96	91	5	—	88	83	5	—
11	115	24	91	—	107	66	41	—	100	59	41	—
12	98	18	80	—	98	51	47	—	101	54	47	—
13	95	20	75	—	95	53	42	—	88	50	38	—
14	分家(3番農家より)								93	68	25	—
15	102	79	23	32	102	94	8	29	93	93	—	24
16	100	47	53	21	102	102	—	20	99	99	—	12
17	101	35	66	—	101	53	48	—	89	53	36	—
18	73	66	7	94	84	77	7	71	84	78	6	69
19	102	44	58	37	102	56	46	15	82	54	28	17
20	91	34	57	—	93	76	17	—	82	76	6	—
21	89	7	82	—	80	51	29	—	78	51	27	—
22	88	74	14	40	88	74	14	5	75	75	—	12
23	73	31	42	—	73	50	23	—	74	51	23	—
24	59	57	2	151	59	57	2	81	80	78	2	60
25	58	58	—	447	58	58	—	67	83	83	—	42
26	91	12	79	—	91	43	48	—	71	43	28	—
27	39	37	2	56	39	39	—	48	72	72	—	—
28	84	38	46	—	84	69	15	—	70	70	—	—
29	66	32	34	—	66	65	1	—	66	65	1	—
30	50	50	—	13	61	61	—	13	74	74	—	—
31	46	22	24	71	46	33	13	54	59	56	3	31
32	62	25	37	10	62	46	16	10	55	46	9	—
33	35	34	1	39	35	35	—	39	54	54	—	8
34	28	15	13	21	28	28	—	18	53	41	12	7
35	73	36	37	—	73	50	23	—	51	50	1	—
36	47	3	44	—	47	47	—	—	44	44	—	—
37	47	45	2	11	47	45	2	10	47	47	—	10
38	44	44	—	89	44	44	—	48	44	44	—	48
39	25	—	25	2	30	15	15	2	47	12	35	—
40	11	1	10	24	11	11	—	24	30	30	—	—
41	25	—	25	—	25	21	4	—	25	21	4	—
42	3	3	—	64	3	3	—	64	14	14	—	42
43	新設								15	13	2	—
計	3,399	1,934	1,465	1,494	3,419	2,816	603	671	3,383	2,953	430	420
小作地率 (%)	43.1				17.6				12.7			

注1：農林省調査農地動態調査戸別票より作成，以下の表においてとくに出典を明記しないものは同じ。

注2：当部署は1949年に農地改革の作業を終えているが，農地改革終了時の数値は，農地改革にともなう移動のみをみたもので，改革終了時点までのその他の移動はみえていない。従ってその他の移動は農地改革終了時から1955年8月1日時点の間の差異となってあらわれる。

注3：小作地率は属人主義で計算した。

第3表 血縁グループ別農地所有状況 (1945年11月23日)

(単位：a)

グループ名	農家番号	経営地	自作地	小作地	貸付地	所有地
A	①, ③, ⑭, ⑮, ⑱	613	457	156	98	555
B	(5), ⑨, ⑲, ⑳	343	192	151	102	294
C	⑦, ⑩, ㉑	247	85	162	38	123
D, E	⑫, ㉒, ㉓, ㉔	269	85	184	—	85
F	⑬, ㉕, ㉖, ㉗	181	93	88	468	561
G	㉘, ㉙	102	35	67	24	59
H	⑮, ㉚, ㉛	195	146	49	114	260
I	㉜, ㉝	127	111	16	96	207
J	㉞, ㉟ (非)	94	94	—	102	196
	②, ㊱	239	237	2	319	556
計		2,410	1,535	875	1,361	2,896
占有率 %		70.9	79.4	59.7	92.9	84.5

注1：⑭, ⑱は、この時点に存在せず。  
注2：( )は本家を示す。

第4表 貸付規模とその農家番号 (1945年11月23日)

貸付農家番号	貸付地面積	5 a 未満	5~10 a	10~20 a	20~30 a	30~40 a	部落外農家への貸付地
2	168 a	⑥, ⑦, ⑨, ⑮, ㉒, ㉓, ㉔, ㉕, ㉖, ㉗	⑤	⑮, ㉘	⑧, ㉙	⑩	22 a
18	94	③, ⑤, ⑩, ⑮, ㉘, ㉙, ㉚, ㉛	⑨, ⑫, ⑬, ㉜	⑪	⑪	—	10
24	151	①, ⑦, ⑩, ⑪, ㉚	⑧, ⑫, ⑬, ㉜	⑮	⑤, ㉙	—	17
25	447	⑨, ㉕	⑪	④, ⑤, ⑬, ⑮, ⑰, ⑱, ㉖, ㉗, ㉘, ㉙, ㉚, ㉛	③, ㉙, ㉚	⑫	209

どにみられる同族に組み込まれている農家と、⑥, ⑧, ⑩の部落外からの借入が若干多い農家がある。しかし後者の場合においてもA, B, E, Jグループのいずれかと小作関係がみられ、いずれにしても部落内の農地支配構造に組み込まれている。

第5に、小作側からみて地主1戸当り借入面積は8.3 aであるが、10同族内の農家のそれは3.9 aにすぎない。これに対し単独姓農家は16.5 aと大きい。このことは単独姓農家が小作地率の高いなかできわだった傾向をみせ、農地改革において両者間の差異をもたらす。

第6に、部落内地主の部落内農家への総貸付件数は139件、面積954 aとなっている。これは地主1戸当り5.8戸の小作農へ40 aの貸付となるが、そのうち100 a以上層は貸付面積で51.7%を占め、100 a以下層は貸付件数で69.8%を占める。また貸付1件当り100 a以上層の貸付面積が11.7 a、以下層が4.8 aとなっており、ここにO部落の農地による農家支配形態、農地所有構造を読みとることができる。

このように農地改革前の当部落の農地所有構造の特徴は、100 a以上地主3戸ないし⑮を加えた4戸による部落の全般的な支配と、100 a以下層の零細地片貸付によ

る部分的支配、それに同族的関係がからみ重層化し錯綜した関係を形づくっている。このことはその後の農地改革、それ以降の農地の動態を複雑なものとしている。

### 3. 農地改革の実態と性格

農地改革によりO部落農家の小作地率は、43.1%から17.7%へ低下した。農地所有階層区分からみると、自作農は10戸から22戸へ、自小作農は9戸から18戸へ、小自作農は16戸から1戸へ、小作農は6戸から0戸へと自作農的色彩を強めた。ところが自作農とはいえ若干の小作地をもつ農家が11戸、さらに自小作・小自作農には小作地40 a以上7戸、20~40 aが6戸もみられるなど十分な改革がなされたとはいいいきれない。<sup>注(2)</sup>しかも後項問題にするが、これら多くの小作地をもつ農家は⑮をのぞきいづれもO部落における生産力担い手層に集中しており、農地改革後の農地移動とくに小作地返却とからんで大きな問題となる。

ここでは、担い手層を中心に多くの小作地を残存させた背景を前項でみた錯綜した生産関係、とりわけ同族を中心とする農地支配の解消形態を通して検討することによりO部落における農地改革の性格をみるもので、その

第5表 農地改革にともなう小作地売渡し状況

農 家		小作地面積		貸 付 地 保 有 農 家							部 落 外	そ の 他
区分	番号	改革前	改革後	70 a 未 満	70~100 a			100 a 以上				
					31	38	18	24	2	25		
小作地 解消農家	6	41 a	1 a	1 (7)				③			⑧	
	7	36	—					①	①		⑩	⑬
	8	67	2					⑨	⑮		⑯	7 → 2
	10	82	5	5 → 2 (⑨), ⑩(②)	2		0	⑩	⑮		⑧	⑰
	16	53	—					⑰	①	⑬		⑳
	29	34	1	③(1), ⑧(⑨)	⑧		1	③	③		⑧	
	36	44	1	1 (6)					②		④	
小作地 非解消農家	3	44	44	4 (②), 12(③)		2	4			22		
	4	46	32	8 (③), 10(③), 3 (②), 12(④)						⑭		
	5	72	30	2 (⑨), 9 (⑮)	2			30 → 17	⑤	⑮	⑧	①
	11	91	41	14 → 5 (⑨)	14 → 5		27 → 24			⑨	27 → 8	
	12	80	47			⑳	7	10		30		⑫
	13	75	42	③(②), 15(④)		31 → 21	6			⑰		
	17	66	48	0 (⑨), 1 (③)		⑥				17 → 12	42 → 34	
	19	58	46	10(③), 25(7), 11(④)						⑫		
	26	79	48	13 → 5 (②), 1 (6), 11(④)	16	16				③		⑰

注1：貸付地保有70 a未満農家の( )内は農家番号を示す。70~100 a, 100 a以上は上欄に記入す。  
 注2：表中の数値のうち無印は売渡をうけなかったもの、→印は一部売渡で残ったもの、○印は全面売渡を示す。  
 注3：その他は村有地、共有地、神社有、非農家分を示す。

ため第5表の小作地がほぼ解消された農家と、解消が十分なされなかった農家の対比から検討しよう。

まず解消農家の大きな特徴は、第1にほとんどの農家に部落外地主からの借入地、村有地、共有地などの売渡し対象となりやすい小作地を耕作していること、とくに⑦、⑩、⑯はC系であるが、その部落外地主はC系と同族であり、その点売渡しがより円滑に進んだといえよう。第2に部落内からの小作地についてみると、対象地主はほとんど保有限度以上、とくに100 a以上層に集中している。第3は地主1戸当りからの借入面積が大きく、しかも⑥、⑦、⑯は部落外、⑧は⑩からと部落外、⑩は②、⑯は⑳とその他といったように特定地主からの集中的借入がみられる。

これに対し非解消農家は、第1に解消農家ときわめて対照的に地主規模とは関係なく、⑫以外では広範な借入がみられる。しかも70 a以下層という保有限度内地主からの借入が⑯の46 aを筆頭に戸数、面積とも大きなウェイトを占めている。第2に解消農家の借入地は部落内における農業担い手、耕作者の性格が強い層からの借入が主体であるのに対し、非解消農家の借入地は経営規模の零細な⑳、㉑、㉒といった層、耕作者の色彩の希薄な地主といえる。第3には⑤、⑫、⑯といった本家農家がみられるが、これら本家は㉑を頂点とする保有限度以上層

から一定の売渡しをうけつつ、逆に70 a未満層、70~100 a層といった保有限度前後層の貸付地を維持するという役割を果たしている。このことは改革に際し、これら本家が血縁的關係のなかで、小作地の解放、旧生産関係の温存の防壁となり、ブレーキ的作用をしているといえる。

その結果、改革前の錯綜した小作関係は改革により一定の整理をみつつも、小作地残存農家29戸、貸付地保有農家23戸と依然として数の上では改革前の形態が引き継がれた。そのことは農地改革のもつ限界がO部落の農地所有構造と合わさって結果した。さらにこれら残存小作の問題とともに農地貸借の一層の零細化という問題を残した。すなわち第5表で明らかなように、㉑は⑤~30 aの貸付地のうち13 a、㉒は⑩~27 aのうち3 a、㉓は⑩~31 aのうち10 aの売渡しといったように、地主側が保有限度温存という条件のなかで虫食いの売渡しに応じたためであり、農地改革の不徹底性=地主保有地のなかでむしろ矛盾の再生産となった。

以上のようにO部落における農地改革は、保有限度以上層のみの解消といった性格が強く、零細地主の保有地はほとんど手付かずの状態に残されたため、錯綜した小作関係は根強く残存する形となった。この背景には改革への積極的取組みを鈍らせた要因、すなわち当部落から

の来待村農地委員会委員は初代㊸，2代㊹がいずれも地主代表＝地主，同族グループ代表として選出され，また選出せざるをえない部落共同体の規制があったといえる。

#### 4. 農地改革後の農地移動の性格

〇部落においては農地改革を経ても多くの小作関係が残存しているが，改革後1955年までの農地移動は錯綜し

第6表 農地移動の要因別分類 (単位：件，a)

要 因		貸付地引上げ	購 入	借 入	開 墾	そ の 他	計
増 加	農地改革から1955	件 a 28 206	5 35	16 72	7 14	4 111	61 450
	1955から1965	7 30	7 92	1 4	1 10	— —	16 136
要 因		借入地返却	売 却	貸 付	潰 廃	そ の 他	計
減 少	農地改革から1955	28 201	6 38	13 55	13 38	5 123	66 467
	1955から1965	6 31	8 39	1 4	5 26	— —	20 100

注：1955年から1965年は聴取り

た関係の解消，整理の時期であったといえよう。第6表はそれを示したものである。これによると農地移動の増加・減少要因のもっとも多いのは件数，面積とも貸付地の引上げ，借入地の返却という小作関係の解消である。しかしながらこれら解消のイニシヤは地主側にあり，この時期の耕作権の不安定性を示すものである。この他購入，売却あるいは新規貸借もみられるが，これについても生産力発展による経営規模を拡大するという性格のものでなく，この時期の農地移動は農地改革の反動，部落的農地再配分といった性格が強い。

そこでこの時期の農地移動が具体的にどのような形で行なわれたか借入地の返却からみてみよう。第7表は借入地の返却を要因別に分類したものである。その中で多くみられるのは同族内での貸借関係の清算である。㊸，㊹，㊺はG系であるが㊹の自家を中心にして貸借関係の清算，F系は㊺より自家㊻へ，H系は㊺より自家㊼へと返却している。これら同族では自家，分家間の一定の合意により返却されているとはいえ，それらは自家への引上げであり，自家，分家の力関係をみることができる。

この時期農地改革に対する地主の反動形態として「残存小作地引上げ」が大きな問題とされているが，農地改革の売渡しの返礼，あるいは分家創設の返礼の中にもそうした動向をみる事ができる。売渡しの返礼としては㊽，㊾，㊿など小作地に強く依存していた農家において該当地主から売渡しで得た以上の農地，あるいは経営耕地の10%以上もの返却がみられ，経営面に与える影響が大きい。またこれら該当地主は部落最大の㊾をはじめ㊿，農地委員の㊽といわば改革前の部落重立ち層であり，また農地改革により小作地の買収が多い層であった。このことは次の分家の例でも一層明らかになる。㊸

第7表 小作地返却要因別分類

農家番号	相手農家	面積	年次	備 考
血 縁 的	15	37	6 50	G系内の清算
	15	31	2 //	
	37	15	1 //	
	37	31	1 //	
	39	31	8 //	
	20	40	12 //	
恩 義 的	22	27	14 //	H系 //
	5	24	7 53	13a 売渡し残17aのうち
	17	25	12 50	5a 売渡し残12aを㊽，㊼へ耕作移転
	26	31	16 //	部落有地19a 売渡しの見返り
	31	村	10 //	
	26	22	5 //	7a 売渡し
35	25	14 //	12a //	
的	3	25	10 51	分家創設の礼㊽へ12a ㊾分を耕作移転
	10	11	6 52	㊽は農地改革で㊾より9a 売渡しをうけ，㊿の分家創設へ耕作移転
飯 米 用	9	40	5 50	15aのうち
	13	42	3 51	
	19	42	11 50	
	19	33	7 //	
	28	40	7 //	
そ の 他	35	33	8 //	
	8	非	2 53	
	9	外	8 50	
	21	外	1 //	
28	6	7 //		

注1：㊽と㊼，㊾と㊿は再度借入，返却㊽と㊿は2件分となる。  
注2：備考欄は聴取り。

は戦後分家⑩を出したが、その際⑤からの借入地22aのうち12aを⑩へ耕作移転し、残りを⑤へその返礼として返却している。さらに⑩は⑩に6a返却しているが、これは⑩が⑤より9aの売渡しを受けた礼に⑤の分家⑥の創設に際し耕作移転したもので、この時期においてなお⑤の発言力の強さをうかがわせている。

一方零細農家への飯米確保用としての返却が6件みられるが、地主側の⑩は本家、⑥は単独姓であるが医者として、ここにおいても旧ヒュラルヒーを通しての農地移動をみることができる。しかしこれら農家は⑤の雑貨店経営を含め改革前より非耕作者的性格が強く、これら小作地引上げ後の経営面積は依然として零細で、農業経営として発展の方向をみることはできない。

この他小作地の直接の返却ではないが、先のG系内の貸借関係清算に巻き込まれての⑤の⑩への返却、その見返りとしての⑥からの新規借入、④と⑥の相互貸借の交換による清算、⑥と⑦において⑥の小作地をめぐっての交換(⑦と⑥はC系)による小作地の整理がみられる(第8表も参照)。

このように小作地の返却は⑤を頂点とする改革前のヒュラルヒーがその中に同族関係を重層させて色濃くみら

第8表 農地移動要因別分類(売却,交換,新規貸付)

農家番号	相手農家	面積	年次	備考	
売	4	30	14	52	⑤より売渡し分⑩が11a中学校用地として利用その見返り
	6	16	7	52	
	10	43	7	52	⑤の分家新設のため、⑤より多くの開放をえている
却	32	農協	4	52	親戚
	36	外	3	52	
交換	6	7	1	50	⑥へ貸付分⑦、⑥血縁関係④の8a、⑥の10a交換
	4	32		50	
新	2	39	5	50	28年⑩へ耕作移転
	2	16	2	50	
	6	39	11	52	
	7	8	2	50	
	11	10	6	50	
規	16	外	12	50	27年返却
	18	20	1	50	27年売却
貸	19	43	2	52	}
	37	39	1	50	
	40	9	5	52	
付	40	20	11	52	返還地を再度貸付
	40	28	7	52	
	15	39	2	50	
					⑩、⑥小作地整理に伴う

注:備考欄は聴取り

れる。しかし時期的にみるならば返却はほとんどが農地改革直後の1950年に集中しており、1951年には2件、1952年1件、1953年2件しかみられず、1952年の農地法の制定、1953年の農地改革違憲訴訟に対する最高裁判決以降はまったくみられず、この時期をもって小作地引上げは終る。

これに対し所有権移転を伴う売却は、第8表にみられるが、農地法制定年である1952年に集中する特徴をもつ。ここにおいても経営発展のための購入は⑩にみられるにすぎず(但し⑩も1950年に部落外に12a貸付があり実質的には減少している)、④、⑩の相手はいずれも飯米用である。しかもこの両者ともその売却には⑥がからんでいる。つまり④の売却先の⑥は永く中学校用地に11a貸付けており、この購入はその見返りで④が改革で⑤より得た14aである。また⑩は多くの小作地の売渡しを得ているが、⑤の分家⑥の創設に売却している。

改革後新たに発生した貸借についても、そこから上・中層農家がたくましい経営発展力による規模拡大はみられない。例えば4戸の農家より借入がみられる⑥は、これら零細農地をかき集めても経営耕地は30aから47aに拡大されたにすぎず、⑧、⑨、⑩、⑫、⑬の借入もきわめて一時的なものである。一方先の返却のところでもみられた⑩はその農地を再度貸付また返還ときわめて不安定な状態である。それは零細層の生産手段の不備の結果であるが、そうした不安定農家からの借入は上・中層農家の永続的発展、拡大と結びつかず、むしろ部落的規制に阻まれて要求があれば返すという耕作権の不安定を増長するものとなっている。

以上のように改革後1955年までの農地移動は、改革の反動としての⑤を頂点とする地主の小作地引上げ、同族内貸借の清算が主体をなしてきた。このことは一面錯綜した農地所有を単純化させたが、部落の農業担い手層に強い影響を与えた。第9表は農地改革後の小作地返却、売却などによる経営耕地の増減、その相手先を示したもののだが、左側の農業担い手層において明らかに経営地の減少がみられ、右側の⑫、⑬を中心とする保有限度以上地主、⑭、⑮、⑯などの保有限度内地主への農地移動がみられる。しかもこれら両者間においては労働力、労働手段において差があり、農地改革以降1955年までの農地移動は1952年に一応沈静化するとはいえ、⑤を頂点とした改革の是正という部落的農地再配分であった。その中で担い手層を形成してきた旧自作・小自作層が改革の不徹底により、規模の縮小、耕作権の不安定から自立展開=生産力発展への芽をつみとられた。

## 5. 要 約

第9表 総括表

牛	就業者		農地改革後 1955年までの 経営増減	農家 番号	農地移動		農家 番号	農地改革後 1955年までの 経営増減	就業者		牛
	経営主	後継者			農地	移動			経営主	後継者	
2頭	51A	24A	+ 4 <sup>a</sup>	1			24	+ 21	47B	22A	1頭
2	53A	24A	- 8	2			25	+ 25	39A	-	1
2	68A	47A	-111	3			27	+ 33	25A	-	1
1	57C	35A	-21	4			29	0	64A(女)	-	1
1	47B	24A	-22	5			30	+ 13	36A	-	1
1	60A	32B	-12	6			31	+ 13	47B	23B	-
1	62A	39B	- 7	7			32	- 7	36A(女)	-	1
1	56A	26B	0	8			33	+ 19	57D	32A	1
1	40A	-	- 9	9			34	+ 25	64A	27B	-
1	39A	-	- 8	10			35	- 21	21A	-	1
1	57A	-	- 7	11			36	- 3	53A	28C	-
1	53A	28C	+ 3	12			37	0	39A(女)	-	-
1	62A	24A	- 7	13			38	0	43A(女)	-	-
1	42A	-	+93	14			39	+ 17	36C	-	-
1	17A	-	- 9	15			40	+ 19	30C	-	-
1	40A	-	- 3	16			41	0	41B	-	-
1	57C	32B	-12	17			42	+ 11	31B	-	-
1	58A	35B	0	18			43	+ 15	30B	-	-
1	61A	41B	-20	19			その他				
1	66A	40B	-11	20							
-	51A	-	- 2	21							
1	54A	24A	-13	22							
1	49A	-	+ 1	23							
-	59C	-	-20	26							
1	54A	19A	-14	28							

注1：就業者は経営主と後継者のみを取り出した。数値は年令，Aは農業専従者，Bは恒常的兼業者，Cは人夫・日雇，Dは自営業。  
 注2：農地移動の矢印はその農地の流れを示す。  
 注3：牛頭数，就業者は1952年の数値。

農地改革は半封建的，地主的農地所有を否定し，それにかわるものとして広範な自作農を創設することを目的とした。改革自体アメリカ占領軍のイニシヤによるいわば「上からの改革」であったとはいえ，新たに誕生した自作農にとってただ単に農地所有の形態が変化しただけでなく，経済的，社会的環境変化をもたらした<sup>注(5)</sup>。農業生産力発展の意欲を高めるものであった。事実農地改革後の農業生産の伸びは著しく，大内力氏は「農地改革後の数年間は，日本農業は異常といってもいいほどの高成長を記録した点にひとつの特色をもっている<sup>注(6)</sup>」といいその成長率は「世界的な水準」を示したといっている。

しかしながら農地改革は一面改革前の零細農耕制を固定化し，むしろ一層の零細性をもち，また半封建論争の1つの根拠となった農地改革の不徹底性，つまり地

主へ一定の小作地保有を認めたことなどが，自作農の発展，性格をいびつにしたことも事実であろう。

○部落の農地改革前の農地所有構造は，在村型小地主を頂点とし同族関係が下支えするという形で部落的農地配分が成立しており，そこでの改革は主に保有限度をこえる地主層については，その貸付地を保全する傾向を在村型地主あるいは同族のなかでみせている。従って農地改革後の農地移動はその要因からみる限り，旧地主層＝部落重立ち層が依然として根強い影響力をもち，それらが中心となって部落内の農地の再編成を行なった。

しかしその事実のみから半封建的地主制の残存と理解するのではなく，むしろ「遺制の整理過程」とみるべきである。その第1の根拠は1952年の農地法の制定，1953年の農地改革違憲訴訟の最高裁判決という時期を想定せぬ



ばならぬ。分析でもみられたように当部落における「小作地引上げ」が集中的にみられたのは1950年であり、農地移動についても1952年までみるにすぎず、地主＝部落重立ち層の勢力の強弱にはかかわりなく、この時期までに農地移動は終えんする。

第2に渡辺洋三氏は「旧地主的支配力の強さに依拠して行なわれえたという点で地主的反動攻勢の意味をもつと同時に、他方で、その目的はむしろ地主層が地主たる地位から脱皮し耕作者としての地位を強めるために行なわれたという点では地主的支配力の後退を意味するという二面性をもっていた」と指摘する<sup>注(7)</sup>ように、農地改革後の小作地の一定の整理は形態においてはともかく、地主、小作あるいは本家、分家関係において農地貸借上の解消が結果として生産関係の希薄化を導いたといえる。

第3に紙数、分析時期設定の都合上十分な分析を試みえなかったが、耕作権の不安定からくる生産力担い手層が農地改革のメリットを十分享受しえなかった。その点改革の評価として自作農化によるはつらつとした生産力の発展を認めえなかったが、当部落農家は1955年以降準備される経済の高度成長の前段において地方都市労働市場に急速に組み込まれる傾向をみせ、これが耕作権不安定（担い手の脱落）→兼業化→部落的農地維持の放棄という図式を描き、生産力担い手層の力強い向上・発展意欲をみないまま、いわば受動的結果としての自作農体制の成立をみたといえる。

本稿の分析対象地であるO部落は地主構造からみると、もちろん東北型の大地主地帯ではない。むしろ地主規模、改革前および後の小作地率の推移からみるならば近畿型に属するといえる。しかし商品生産の発展度、小作争議の有無、小作料率の高低等から比較すると著しく異なり、在村型小地主による商品生産の発展が遅れた地帯として位置づけられる<sup>注(8)</sup>。したがって本研究は特殊地帯の特殊現象としてのみ把握されるのではなく、小作地保有限度あるいは非耕作的性格の「農家」に残された貸付地が、本来自作農体制の確立、耕作権の保護という農地改革の題目とは逆に、生産力担い手層に強い影響を与えた。その結果、それ以下層に一定の面積の集中がみられ、あたかも中間層が肥大化するような傾向をみせる。それは地区のもつ農地所有構造に由来するが、この時期の農民層分解を解く上での一つの問題提起となろう。

## 注 記

- (1) 宍道町編『宍道町誌』：1963年、P.265
- (2) 在村地主の貸付地のうち旧来待村では7反歩の保有地が認められた。それはかならずしも完全に守られ

ず、1950年の農地動態調査においても7反歩以上保有農家が存在するし、O部落の改革後の貸付地をみても㊸、㊹など上回っている。

- (3) この時期「小作地引上げ」がどのように行なわれたか明確でないが、聴取りによると地主側が引上げに際し離作料を払ったという事例はない。離作料支払いは1960年代とくに1964年からはじまったゴルフ場用地買収以降常態化した。
- (4) 聴取りによると左側の農家が中心となって古くから農業諸行事が行なわれたし、1937年より1950年にかけて行なわれた土地改良工事もこれら農家が主体的に参加している。
- (5) 大内力氏は農地改革が農業生産の展開にどのような効果をもったかについて3点を指摘している。第1点は小作農民が土地所有者に転化したことによる心理的・社会的要因、第2点は一般的に農地改革の結果農家経済に余裕ができ、投資意欲を高めたこと、そして第3点に農民的土地所有は全面化したことが、それが農業生産に対し促進的に作用する面と、逆効果をもつ面と複雑な内容をもつこと、大内力「農地改革後の農業の発展」東京大学社会科学研究所編『戦後改革第6巻・農地改革』P.383～387。
- (6) 前掲論文P.367～372。
- (7) 渡辺洋三「農地改革と戦後農地法」東京大学社会科学研究所編『戦後改革6巻・農地改革』P.100。
- (8) このような地帯が数字的にどの程度存在するかは明らかにしえないが、例えば中江淳一「農地改革の実態とその意義」『農業経済研究』第25巻第2・3合併号の表6にO部落と同じような農地貸借関係を示す部落が幾つか表示されている。